

海洋政策の推進体制

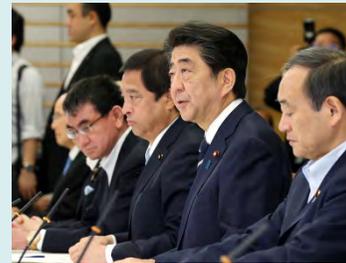
内閣

総合海洋政策本部

※平成19年に議員立法として成立した海洋基本法に基づき設置

○構成員（海洋基本法第31条から第34条まで）

- ・本部長
内閣総理大臣
- ・副本部長
内閣官房長官
海洋政策担当大臣
- ・本部員
本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣



○所掌事務（海洋基本法第30条）

- ・海洋基本計画の案の作成及び実施の推進
- ・関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整（内閣の重要政策に限る）
- ・その他海洋に関する重要施策の企画・立案・総合調整

総合海洋政策
本部参与会議
（総理任命の
有識者）

幹事会
（各省局長級）

内閣官房（副長官、副長官補）

内閣府総合海洋政策推進事務局[※]

※平成29年4月1日に「総合海洋政策推進事務局」となり内閣官房から内閣府に移管。

我が国の海洋をめぐる状況

○国土面積

約38万km²(世界第61位)

○領海・排他的経済水域の面積

約447万km²

—国土面積の約12倍

—世界第6位

(海外領土を含む場合は世界第8位)

○離島の数

6,852島

(高潮時において周囲100m以上の島として「昭和62年版 海上保安の現況」(海上保安庁)に掲載
これらの離島によって広大な海域面積を確保)

○海岸線延長

約3.5万km(世界第6位)

○輸出入取扱貨物量の海上 輸送依存度(平成26年)

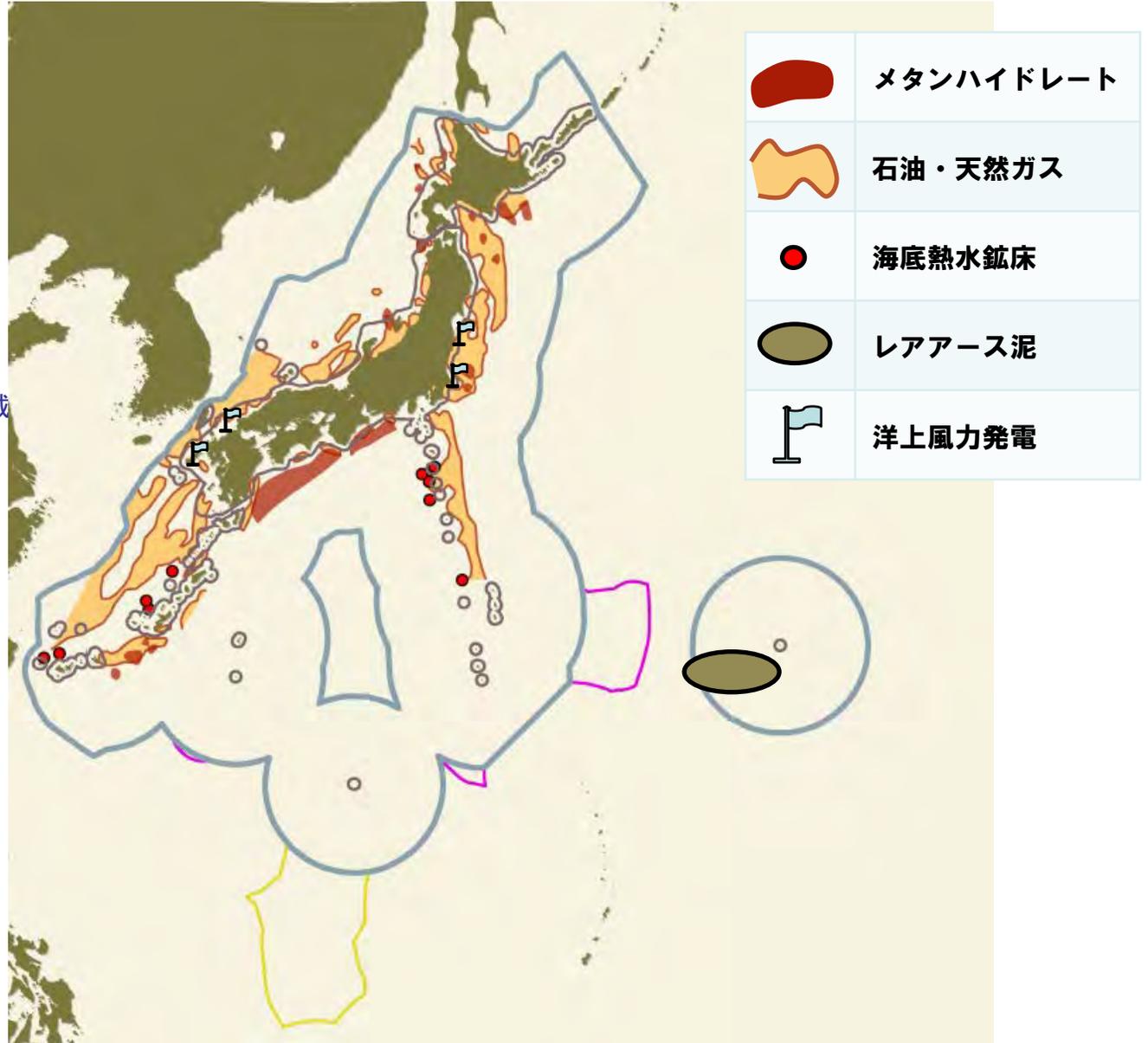
99%以上

○漁業・養殖業生産量(平成26年)

約479万トン(世界第7位)

○海洋エネルギー・鉱物資源

海底熱水鉱床等の鉱物資源、
メタンハイドレート等のエネルギー
資源が分布

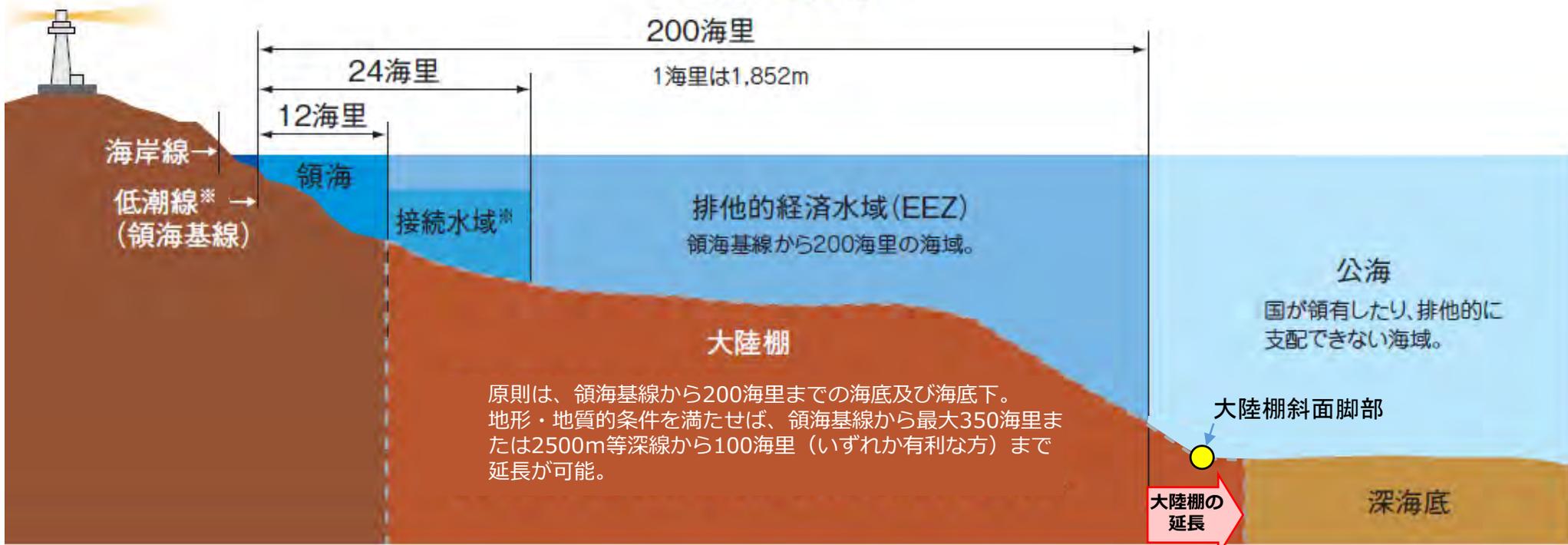


大陸棚の延長について

(国連海洋法条約の関連規定の概要)

- 沿岸国が海底資源の開発等のための主権的権利を行使できる区域として、領海基線から200海里までの区域(領海を除く。)の海底及びその下を「大陸棚」と規定。ただし、**大陸棚の範囲は、地形・地質的条件によっては、200海里以遠に延長可能。**
- **大陸棚を延長するためには、沿岸国は、大陸棚限界委員会に対し、科学的・技術的な情報に基づき申請することが必要。**
- 大陸棚限界委員会は、申請を検討し、当該沿岸国に勧告を行う。勧告に基づき沿岸国が設定した大陸棚の限界は、最終的で拘束力を有する。
- これらの規定は、大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

海洋の区分



※ 接続水域: 領海基線から24海里までの領海を除く海域で、沿岸国が、領土・領海の通関上、財政上、出入国管理上(密輸入や密入国)、衛生上の法令違反の防止等のために規制をすることが認められた水域。

※ 低潮線: 干満により、海面が一番低い時に陸と接する線。

我が国の大陸棚延長に向けたこれまでの流れ

平成20年11月
大陸棚限界委員会へ申請

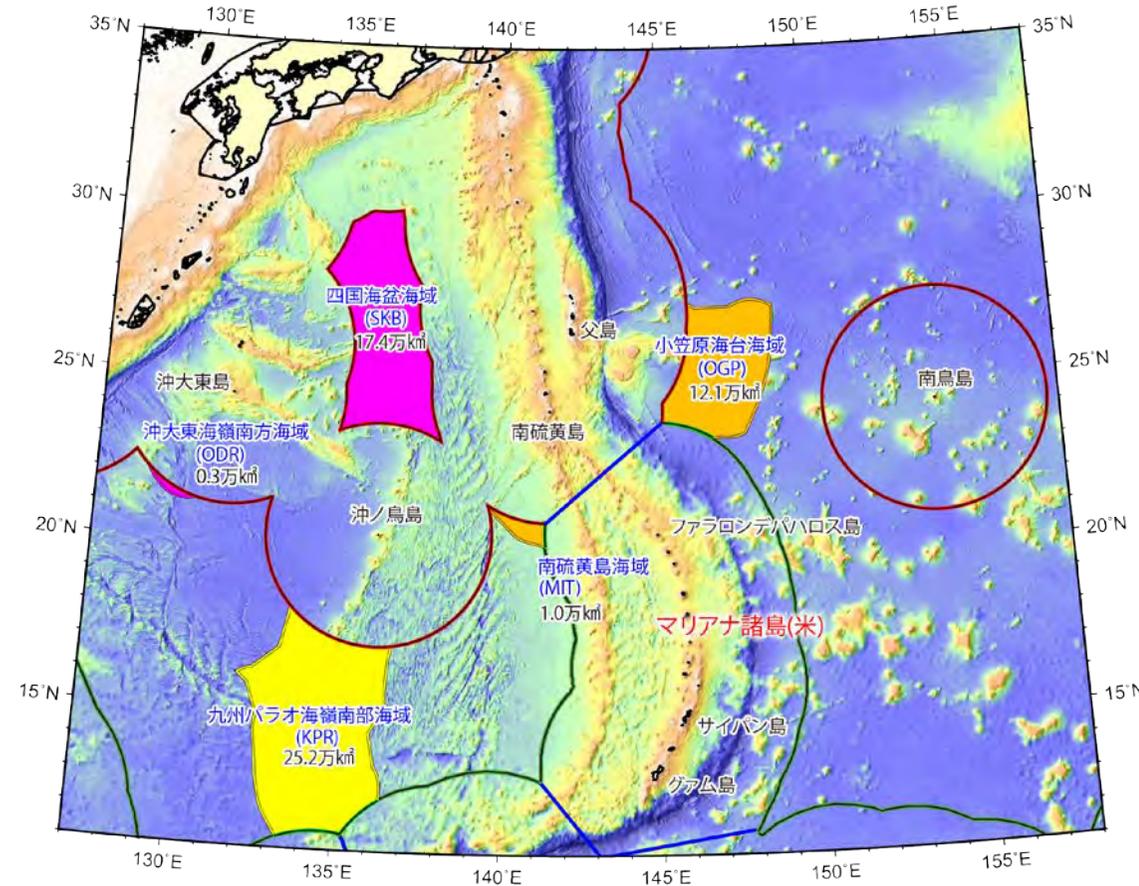
平成24年4月
大陸棚限界委員会から勧告

平成26年7月4日
『大陸棚の延長に向けた今後の
取組方針』決定

平成26年9月9日閣議決定 10月1日施行
四国海盆海域(SKB)及び
沖大東海嶺南方(ODR)における
延長大陸棚の範囲を定める政令の制定

～現在
小笠原海台海域(OGP)、南硫黄島海域
(MIT)の2海域については、米国との調整
を実施中

九州・パラオ海嶺南部海域(KPR)につい
ては早期勧告受領に向けた努力を継続中



- 政令を制定した海域
 - 米国との調整を行っている海域
 - 勧告が先送りされた海域(約25万km²)
- 大陸棚延長が認められた海域(約31万km²)